

工事契約の収益等に関する会計処理の今後の検討の進め方(案)

I. 工事契約専門委員会（仮称）の設置

工事契約については、テーマ協議会から収益認識の工事進行基準への統一が中長期的なテーマのうち比較的優先順位の高いグループであるレベル 1 の検討課題として提言されていることや四半期開示の導入により短期間での収益状況に対する関心が高まっていること等から、工事完成基準と工事進行基準の選択適用を見直すかどうかといった点を中心に、実務上の論点もさることながら、先ず理論的な論点について整理・検討を行うことを目的として、学識経験者を中心としたワーキング・グループを平成 18 年 7 月に設置し（第 109 回 企業会計基準委員会）、本年 8 月から 10 月にかけて検討を進めてきた。

—— なお、工事契約については、平成 18 年 3 月に開催された国際会計基準審議会（IASB）との会計基準のコンバージェンスに向けた共同プロジェクトの第三回会合において、検討テーマに追加され、「短期プロジェクト」として位置付けられている。

ワーキング・グループにおける検討を通じて工事契約の収益と費用に係る主要論点についての理解が深まったことを踏まえ、今後は、工事契約専門委員会（仮称）を設置し、より幅広い関係者により実務面および理論面の検討を行うこととしてはどうか。

II. 主な検討項目(案)

我が国では長期の工事契約の収益について工事進行基準と工事完成基準の選択適用が認められているが、当専門委員会では、選択適用ではなく、工事完成基準を適用すべきケースと工事進行基準を適用すべきケースを整理することを中心に、併せて、損失が見込まれる工事についての取扱い（工事損失引当金の計上）や工事進行基準等の実務上の取扱いについても検討する。

（主な検討項目）

①工事契約の収益認識の基本的な考え方

工事進行基準を適用すべきケースと工事完成基準を適用すべきケース

②損失が見込まれる工事契約の取扱い

工事損失引当金の計上

③工事進行基準等の適用における実務上の取扱い

進捗度の測定方法、工事原価の範囲、見積り変更の取扱い等

④その他

適用対象範囲、開示等

III. 作業計画(案)

- ・ 平成 19 年後半 企業会計基準（案）を公表
- ・ 平成 19 年末 企業会計基準を公表

以上

審議事項(4)

企業会計基準委員会 工事契約専門委員会（仮称） 名簿

	氏 名	備 考
専門委員長	石 井 泰 次	企業会計基準委員会 委員（常勤）
専門委員	西 川 郁 生	企業会計基準委員会 副委員長（常勤）
専門委員	辻 山 栄 子	早稲田大学商学部 教授（※）
専門委員	近 田 典 行	埼玉大学大学院 経済科学研究課 教授
専門委員	高 野 博 信	鹿島建設㈱ 財務本部主計部長
専門委員	立 林 学	石川島播磨重工業㈱ 財務部税務・設備グループ主査
専門委員	大 中 康 宏	監査法人トーマツ 公認会計士
専門委員	金 子 寛 人	あずさ監査法人 公認会計士
専門委員	湯 川 喜 雄	新日本監査法人 公認会計士
専門委員	秋 葉 賢 一	企業会計基準委員会 統括研究員
専門委員	豊 田 俊 一	企業会計基準委員会 統括研究員
専門委員	片 山 智 二	企業会計基準委員会 専門研究員
専門委員	高 津 知 之	企業会計基準委員会 研究員
専門委員	中 根 正 文	企業会計基準委員会 研究員
専門委員	吉 田 健 太 郎	企業会計基準委員会 研究員

（※）企業会計基準委員会委員（非常勤）

(参考)

工事契約（工事収益・原価の認識）

企業会計基準委員会(ASBJ)と国際会計基準審議会(IASB)は、日本の会計基準と国際会計基準との差異を縮小することを目的とした共同プロジェクトを進めている。この共同プロジェクトの第3回会合（平成18年3月開催）において、工事契約が、資産の除去債務・金融商品の時価開示とともに、「短期プロジェクト」の検討項目とされた。

＜検討のポイント＞

工事契約について、工事完成基準と工事進行基準の選択適用を認めているが、同一の事象に対して任意選択を許容することでよいか。

（取り上げる理由）

- ・ 国際的な会計基準とのコンバージェンス
- ・ 請負契約に基づく取引範囲が拡大する一方、工事進行基準のガイドラインが明確でないこと
- ・ テーマ協議会からの提言で工事進行基準への統一も検討課題
- ・ 四半期開示の導入で業績見通しの進捗状況に対する関心が増加

IAS11・・・工事契約の結果が信頼性をもって見積もることができる場合には、貸借対照表日現在の工事の進捗度に応じて工事収益、工事原価を認識する（「工事進行基準」）。工事契約の結果が信頼性をもって見積もることができない場合には、収益は発生した工事契約原価のうち回収可能性が高い部分のみ認識し、工事契約原価は発生時に費用処理する（「工事原価回収法」）。

米国基準（ARB45、SOP81-1）・・・工事進行基準が望ましい処理であり、工事契約の結果が信頼性をもって見積もることができる場合には、工事進行基準を適用する。工事契約の結果が信頼性をもって見積もることができない場合には、工事が完成した時点ですべての工事収益および工事原価を認識する（「工事完成基準」）。

（注）原則的な処理はIFRSと米国基準で同一であるが、工事結果を合理的に見積もれない場合の処理がIFRSと米国基準で異なる。

日本基準・・・短期の工事契約については工事完成基準を適用する。長期の工事契約においては、工事進行基準と工事完成基準の選択適用が認められている（企業会計原則注解 注7）。